

名瀬小学校 P T A

規 約

横浜市立名瀬小学校 PTA

令和 8 年 5 月 1 日

横浜市立名瀬小学校 PTA 規約

第 1 章 総則

第 1 条（名称）

本会は、横浜市立名瀬小学校 PTA と称し、事務所を横浜市立名瀬小学校内に置く。

第 2 条（目的及び活動）

本会は、「児童の心身共に健全な成長」を願い、次の具体化に努める。

1. 学校及び家庭・社会の協力提携による教育の充実と向上。
2. よりよい保護者と教師になるための相互の交流研鑽。
3. 会員相互の協力・親睦とよりよい社会人としての教養向上。

第 3 条（方針）

本会は、前条を目的とする自主団体として、次の方針に即して運営する。

1. 児童・青少年の育成に必要な場合は、他の諸団体・諸機関と協力提供する。
2. 特定の宗教・政党に偏らない。
3. 必要により、他の助言・指導は受けるが干渉は受けない。
4. 学校及び他団体の経営に聡明な協力はするが干渉はしない。

第 4 条（会員）

1. 横浜市立名瀬小学校に現に在籍する児童の父母、または、それらにかかわる保護者（以下保護者という）及び同校に現に勤務する教諭及び職員（以下職員という）が入会資格を有することとする。
2. 本会の会員は、所定の入会申込書を提出した保護者と教職員をもって構成される。
3. 会員資格は、児童の卒業まで有効とする。
4. 入会は年度毎に入会届を提出する。退会については本校を卒業または転校した時点で退会となる。
5. 会員は、いつでも本会を入会及び退会することができる。

第5条（会費）

本会の運営は、会員が納付する会費によって支弁する。

1. 会員は、会費を負担することを原則とする。
2. 会費は、1ヶ月1世帯あたり300円とする。但し、8月を除く11ヶ月とする。
3. 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
4. 会費の徴収は、会長から校長に委託するものとし、委託に関わる締結を別に取り交わす。

第2章 組織及び運営

第6条（役員）

1. 本会に次の役員を置く。
 - ・会長 1名（保護者） ・副会長 2名または3名（保護者）
 - ・会計 3名（保護者2名、教師1名） ・書記 3名（保護者2名、教師1名）但し、本会運営上において必要と判断される場合、役員または専任役員を増やすことができる。
この場合においても総会での承認を受ける。
2. 役員の任期は一カ年とする。本人の希望及び指名委員会により承認された場合は、再任を妨げない。
3. 役員の任務は、次の通りである。
 - （1）会長は、本会を代表し、総会・実行委員会・役員会を召集し、会を統合する。
又、各種委員会を組織し、会の活動を推進する。
 - （2）副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は、その代理を務める。
 - （3）会計は、総会が決定した会計予算に基づいて会計事務を行う。
会計監査委員会の監査を経て決算を報告する。
 - （4）書記は、会務を記録・整理し、会員に報告する。
4. 役員は必要に応じて、臨時役員会の開催を求めることができる。
5. 役員は、総会で選任される。
その候補者は、「役員並びに会計監査委員候補者指名委員会」が協議の上指名し、候補者の同意を得て、総会前に全会員に公示する。
詳細は、別途細則を定める。
6. 役員は、本会のすべての会合に出席することができる。

第7条（実行委員会）

1. 役員・各常任委員会の正副委員長をもって実行委員会を構成する。
2. 実行委員会の任務は次の通りとする。
 - （1）総会に次ぐ決議機関とし、会務執行中の中枢機関とする。
 - （2）各委員会の活動計画について連絡調整し、執行を推進する。

- (3) 年度事業計画案及び会計予算案を作成し、総会の承認を受ける。
 - (4) 総会を運営し、提案や報告を行う。
 - (5) 必要により特別委員会を組織することができる。
 - (6) 役員・委員に欠員が生じた場合の補充について協議し、会務執行に支障のないように措置する。
 - (7) その他、必要な事項を処理する。
3. 必要のある場合は、実行委員会に常任構成員以外の者の出席を招請することができる。
4. 実行委員会内に総務会を置く。
- 総務会は、役員と常任委員長をもって構成し、実行委員会に次ぐ連絡調整機関として次のことを行う。
- ・ 予算原案作成と承認および進捗確認
 - ・ 事業計画案作成と承認および進捗確認
 - ・ その他、必要な事項

第8条（各種委員会）

本会に次の常任委員会を置き、主として次の活動を行う。

- 1. 学年・保健委員会 ・ 学年 PTA 活動の推進と調整、会員の研鑽と教養、児童及び会員の健康生活の向上を図る。
 - 2. 校外委員会 ・ 児童の安全（交通・防犯）かつ健全な地域での校外生活を図る。
 - 3. 広報委員会 ・ 会報を定期的に発刊するとともに、各般の広報活動に当たる。
- 各常任委員会の構成方法は、別途細則に定める。

第9条（会計監査委員会）

本会の経理を監査するために会計監査を置く。

- 1. 会計監査委員は、2名とする。
- 2. 会計監査委員は、本会の会計を監査し、次年度当初総会に報告する。
- 3. 会計監査委員の選任は、役員の選任に準ずる。

第10条（役員並びに会計監査委員候補者指名委員会）

- 1. 本会は、「役員並びに会計監査委員候補者指名委員会」（以下指名委員会）と称する。
- 2. 指名委員会は、次年度役員並びに会計監査委員の候補者を、会員の意思を代表して指名し、候補者の同意を得て会員に公示し、総会で承認されるまでの任務を行う。
- 3. 役員に欠員が生じた場合は、指名委員会が候補者を指名し、実行委員会で承認を得るものとする。
- 4. 指名委員会は、細則により定められた全構成員が選出された時点で発足する。その任期は次年度指名委員会発足までとする。
- 5. 指名委員会の構成方法及びその任務遂行上の基準は、別途細則に定める。

第 1 1 条（顧問・相談役）

1. 本会には、相談役を置くことができる。
2. 相談役は、前会長とし実行委員会の選出により総会で同意を得て、会長が委嘱する。
3. 相談役は会長の要請に応じ、実行委員会に出席して意見を述べるができる。

第 1 2 条（総会）

1. 総会は、本会の最高決議機関とする。
2. 総会の成立定数は、会員の 5 分の 1 以上とし、委任状を認める。
3. 総会の決議は、出席者の過半数をもって決する。
4. 定期総会を年度内、次の 2 回とし、その他に会長が必要と認めた時に臨時総会を開催することができる。
 - (1) 年度当初総会（4 月～5 月）
 - ・会計決算 ・予算 ・事業計画
 - (2) 年度末総会（2 月～3 月）
 - ・事業報告 ・次年度役員選任 等
5. 総会は、対面開催を基本とする。ただし、対面開催に替えて書面または電磁的方法もしくは併用による表決にて決議することができる。 その場合、3 項の出席者は回答者と読み替える。

第 1 3 条（校長・副校長の位置）

校長・副校長は学校経営上必要な事項につき、各種会合に出席して意見を述べるができる。

第 3 章 改正・その他

第 1 4 条（改正）

この規約は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成により改正することができる。

第 1 5 条（規約の運用）

この規約を運用するため、細則又は内規を設定することができる。

細則又は内規の設定・更改は、実行委員会の協議を経て決定し、必要に応じて総会、又は文書による告知をもって足りることとする。但し、第 1 0 条に関わる細則は、本規約に準じて扱うものとする。

第4章 付則

第16条（施行）

この規約は昭和50年5月8日の総会に於いて成立し、同年4月1日より執行する。

昭和55年3月5日	一部改正
昭和60年5月18日	一部改正
平成7年3月4日	一部改正
平成11年3月4日	一部改正
平成13年3月1日	一部改正
平成17年3月3日	一部改正
平成18年3月3日	一部改正
平成21年3月4日	一部改正
平成24年2月29日	一部改正
平成28年3月7日	一部改正
平成30年3月5日	一部改正
令和3年6月1日	一部改正
令和5年3月3日	一部改正
令和7年3月12日	一部改正
令和8年5月1日	一部改正
	以上

細 則

役員、並びに会計監査委員候補者指名に関する細則（指名委員会）

1. 役員、並びに会計監査委員を公正かつ能率的に指名し、選任するため、この細則を設定する。
2. 指名委員会の構成
学年・保健委員会から4名、広報委員会から2名、校外委員会から2名ずつ、いずれも二役以外の委員より選出し、構成する。
校外委員会から選出された委員以外の中から、協議により委員長（1名）副委員長（1名）を定めて、指名事務に当たるものとする。
3. 相談役として、前年度指名委員より1名、本部役員より2名（会長、副会長1名）、教職員2名（選出方法は学校に一任する）をおく。
相談役は指名事務にはあたらず、指名委員の相談に応ずる。
4. 指名委員会が構成された後は、直ちに全会員に、その構成を告知する。
会員は、指名委員会に適任者の推薦を行うことができる。その場合は、推薦を行う会員は、自らの氏名・学年・組、及び推薦の理由等を明示しなければならない。
5. 指名委員会は、これらを勘案し、協議の上、定数又は、その3倍以内の役員候補者、会計監査委員候補者に整理して、指名し、本人の内諾を直接得た後、年度末総会以前に文書をもって全員に公示する。
6. 年度末総会において、出席者の過半数の承認、又は高得票をもって決する。
7. 投票を行う場合は、指名委員会が選挙管理を行う。
8. 指名委員会の協議内容は、みだりに漏洩しないものとする。
9. 各委員会委員長、スクールゾーン担当委員長、指名委員長および本部役員はこの先5年間、各種委員会副委員長（1名）スクールゾーン副委員長（1名）校外委員会副委員長（2名）はこの先3年間、委員会二役の免除を申し出ることができる。

昭和60年3月9日	一部改正	平成27年3月9日	一部改正
昭和61年3月8日	一部改正	平成28年3月7日	一部改正
平成元年3月10日	一部改正	平成31年3月4日	一部改正
平成2年3月8日	一部改正	令和2年1月20日	一部改正
平成7年3月10日	一部改正	令和3年3月5日	一部改正
平成11年3月4日	一部改正	令和5年3月3日	一部改正
平成14年3月4日	一部改正	令和8年5月1日	一部改正
平成16年3月5日	一部改正		以上
平成20年2月29日	一部改正		
平成22年5月31日	一部改正		

常任委員会に関する細則

常任委員会が規約に示す活動を行うにふさわしい構成をするため、この細則を設定する。

常任委員会の学年保健委員会、広報委員会については、PTA 会員より選出し、構成する。

校外委員会については、PTA 会員・非会員の別を問わず、在校児童のすべての保護者を対象とし選出する。

校外委員会の委員の選出並びに構成については、校外委員会に一任する。

各委員会の構成

1. 学年・保健委員会

- ・学年・保健委員会の委員数は12名を標準とし、保護者会員より選出する。なお、標準人数は実行委員会において審議の上、年度毎に変更することができる。
- ・委員長（1名）、副委員長（1名）を委員の中から互選、又は推薦により決定する。

2. 校外委員会

- ・各地区毎の推薦者をもって構成する。
- ・人数は、各地区適切な人数とする。
- ・その際、1年より6年の各学年にわたるよう配慮することが望ましい。
- ・各地区に、地区長1名を互選により定める。
- ・地区長互選により、委員長（1名）、副委員長（2名、うち名は名簿担当）を選出する。
- ・その地区は、地区委員より、地区長を補充してもよい。

3. 広報委員会

- ・広報委員会の委員数は10名を標準とし、保護者会員より選出する。なお、標準人数は実行委員会において審議の上、年度毎に変更することができる。
- ・委員長（1名）、副委員長（1名）を委員の中から互選、又は推薦により決定する。

4. 付記

教職員は、各委員会の構成員となる。

この細則は昭和56年4月1日より実施する。

昭和61年3月8日	一部改正	平成31年3月4日	一部改正
平成元年3月10日	一部改正	令和3年1月25日	一部改正
平成2年3月9日	一部改正	令和4年1月24日	一部改正
平成3年3月8日	一部改正	令和5年3月3日	一部改正
平成7年3月10日	一部改正	令和7年3月12日	一部改正
平成13年3月4日	一部改正	令和8年5月1日	一部改正
平成14年3月4日	一部改正		以上
平成16年3月5日	一部改正		
平成20年2月29日	一部改正		
平成24年2月29日	一部改正		
平成27年3月9日	一部改正		